

千葉県千葉海区 区画漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第1号	市川市漁業協同組合	市川市塩浜地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度38分24.7334秒東経139度56分39.2395秒の点 イ 北緯35度38分29.7047秒東経139度56分57.4021秒の点 ウ 北緯35度39分26.8301秒東経139度56分27.3909秒の点 エ 北緯35度39分06.5975秒東経139度56分17.1014秒の点	第1種区画漁業	のり養殖業	8月20日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	市川市	なし
区第2号	市川市漁業協同組合	市川市塩浜地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度39分58.1436秒東経139度56分10.9346秒の点 イ 北緯35度38分29.7047秒東経139度56分57.4021秒の点 ウ 北緯35度38分34.0185秒東経139度57分12.6938秒の点 エ 北緯35度40分0.0485秒東経139度56分27.7889秒の点	第1種区画漁業	のり養殖業	8月20日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	市川市	なし
区第3号	新木更津市漁業協同組合	木更津市牛込及び金田東二丁目地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域から(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)及び(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く区域 ア 北緯35度26分34.0465秒東経139度56分55.4410秒の点 イ 北緯35度28分04.2050秒東経139度56分59.2580秒の点 ウ 北緯35度27分48.6072秒東経139度55分37.0218秒の点 エ 北緯35度26分33.4545秒東経139度55分56.0327秒の点 (ア) 北緯35度27分28.2065秒東経139度56分57.7337秒の点 (イ) 北緯35度27分44.7464秒東経139度56分58.4340秒の点 (ウ) 北緯35度27分40.1677秒東経139度56分35.3032秒の点 (エ) 北緯35度27分23.6278秒東経139度56分34.6042秒の点	第1種区画漁業	のり養殖業	8月20日から翌年5月20日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	木更津市牛込、金田東二丁目(旧牛込の区域に限る。)&及び金田東三丁目(旧牛込の区域に限る。)	なし
区第4号	新木更津市漁業協同組合	木更津市牛込及び金田東二丁目地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域から(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)及び(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く区域 ア 北緯35度26分34.0465秒東経139度56分55.4410秒の点 イ 北緯35度28分04.2050秒東経139度56分59.2580秒の点 ウ 北緯35度27分48.6072秒東経139度55分37.0218秒の点 エ 北緯35度26分33.4545秒東経139度55分56.0327秒の点 (ア) 北緯35度27分28.2065秒東経139度56分57.7337秒の点 (イ) 北緯35度27分44.7464秒東経139度56分58.4340秒の点 (ウ) 北緯35度27分40.1677秒東経139度56分35.3032秒の点 (エ) 北緯35度27分23.6278秒東経139度56分34.6042秒の点	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	なし
区第5号	金田漁業協同組合	木更津市金田東二丁目から畔戸に至る地先	次の基点東27号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び基点東28号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点東27号 北緯35度26分29.3235秒東経139度55分57.0775秒の点 基点東28号 北緯35度25分52.4764秒東経139度54分20.3558秒の点 ア 北緯35度27分48.6072秒東経139度55分37.0218秒の点 イ 北緯35度27分22.6945秒東経139度53分55.4903秒の点 ウ 北緯35度26分07.4740秒東経139度52分28.1164秒の点 エ 北緯35度25分52.2284秒東経139度52分12.7434秒の点 オ 北緯35度24分04.8485秒東経139度51分51.9979秒の点 カ 北緯35度24分35.5350秒東経139度53分28.9892秒の点 キ 北緯35度25分22.5158秒東経139度53分39.4862秒の点	第1種区画漁業	のり養殖業	8月20日から翌年5月20日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	木更津市金田東一丁目、金田東二丁目(旧中島の区域に限る。)、金田東三丁目(旧中島の区域に限る。)、金田東四丁目、金田東五丁目、金田東六丁目、中島、瓜倉及び畔戸	なし
区第6号	新木更津市漁業協同組合	木更津市久津間から新港に至る地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度24分35.5350秒東経139度53分28.9892秒の点 イ 北緯35度24分22.7921秒東経139度52分46.9192秒の点 ウ 北緯35度24分04.8485秒東経139度51分51.9979秒の点 エ 北緯35度22分41.6053秒東経139度51分41.0123秒の点 オ 北緯35度22分40.7720秒東経139度53分15.3064秒の点 カ 北緯35度22分48.1844秒東経139度53分52.9228秒の点 キ 北緯35度22分47.9579秒東経139度54分02.0188秒の点 ク 北緯35度23分02.0615秒東経139度54分35.9974秒の点 ケ 北緯35度23分07.3070秒東経139度54分30.9944秒の点 コ 北緯35度23分29.4539秒東経139度54分11.7292秒の点 サ 北緯35度23分43.1305秒東経139度54分05.9174秒の点 シ 北緯35度23分41.4095秒東経139度54分11.3006秒の点 ス 北緯35度23分30.2205秒東経139度53分11.5991秒の点 セ 北緯35度23分34.2522秒東経139度53分09.5589秒の点 ソ 北緯35度23分43.4586秒東経139度53分36.8930秒の点 タ 北緯35度23分47.1144秒東経139度53分35.0567秒の点 チ 北緯35度23分37.9041秒東経139度53分07.7109秒の点 ツ 北緯35度23分39.1521秒東経139度53分07.0794秒の点 テ 北緯35度24分01.4689秒東経139度53分44.5929秒の点	第1種区画漁業	のり養殖業	8月20日から翌年5月20日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	木更津市久津間、江川、岩根、西岩根、中里、吾妻、新宿、中央、富士見、新田、木更津、東中央、大和、文京、幸町、桜町及び貝渚	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第7号	新木更津市漁業協同組合	木更津市江川地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、ク、ケ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度24分01.4689秒東経139度53分44.5929秒の点 イ 北緯35度23分39.1521秒東経139度53分07.0794秒の点 ウ 北緯35度23分37.9041秒東経139度53分07.7109秒の点 エ 北緯35度23分47.1144秒東経139度53分35.0567秒の点 オ 北緯35度23分43.4586秒東経139度53分36.8930秒の点 カ 北緯35度23分34.2522秒東経139度53分09.5589秒の点 キ 北緯35度23分30.2205秒東経139度53分11.5991秒の点 ク 北緯35度23分41.4095秒東経139度54分01.3006秒の点 ケ 北緯35度23分43.1305秒東経139度54分05.9174秒の点		第1種区画漁業	のり養殖業	8月20日から翌年5月20日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	－	なし
区第8号	新木更津市漁業協同組合	木更津市吾妻地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度23分17.4114秒東経139度54分43.5838秒の点 イ 北緯35度23分17.5190秒東経139度54分37.9731秒の点 ウ 北緯35度23分13.0506秒東経139度54分37.8453秒の点 エ 北緯35度23分12.9430秒東経139度54分43.4559秒の点		第1種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	－	港湾管理者が公益上必要と認める事業の施行に対しては、これを妨げてはならない。
区第9号	富津漁業協同組合	富津市富津地先	次の基点東44号、基点東43号、ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線、最大高潮時海岸線並びにカと基点東45号の4の点を結んだ線とによって囲まれた区域 基点東43号 北緯35度19分06.6928秒東経139度48分58.7666秒の点 基点東44号 北緯35度19分05.3687秒東経139度48分56.3554秒の点 基点東45号の4 北緯35度18分46.9214秒東経139度47分07.7583秒の点 ア 北緯35度19分31.2107秒東経139度48分45.8159秒の点 イ 北緯35度19分33.4395秒東経139度48分51.2914秒の点 ウ 北緯35度20分38.2604秒東経139度48分01.1476秒の点 エ 北緯35度19分37.8836秒東経139度45分45.6894秒の点 オ 北緯35度18分53.0000秒東経139度46分05.0000秒の点 カ 北緯35度18分52.0000秒東経139度46分14.0000秒の点	基点東43号 富津市富津港東防波堤灯台 基点東44号 富津市富津漁港西側防波堤の突角に設置した標紙 基点東45号の4 富津市富津岬の明治百年記念展望塔の北端支柱	第1種区画漁業	のり養殖業	8月20日から翌年5月20日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	富津市大堀、青木、西川、新井及び富津	なし
区第10号	新富津漁業協同組合	富津市富津から篠部に至る地先	次の基点東45号の4とアの点を結んだ線、最大高潮時海岸線並びにイ、ウ、エ、オ、カ及び基点南2号の各点を順次に結んだ線とによって囲まれた区域 基点東45号の4 北緯35度18分46.9214秒東経139度47分07.7583秒の点 基点南2号 北緯35度17分35.2967秒東経139度50分37.5147秒の点 ア 北緯35度18分52.0000秒東経139度46分14.0000秒の点 イ 北緯35度18分53.0000秒東経139度46分05.0000秒の点 ウ 北緯35度17分14.7477秒東経139度47分28.4981秒の点 エ 北緯35度16分32.2184秒東経139度49分15.1798秒の点 オ 北緯35度16分30.3546秒東経139度49分28.4625秒の点 カ 北緯35度16分36.3355秒東経139度49分30.4189秒の点	基点東45号の4 富津市富津岬の明治百年記念展望塔の北端支柱 基点南2号 富津市篠部と同市千種新田との境界に設置した標柱	第1種区画漁業	のり養殖業	8月20日から翌年5月20日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	富津市大堀、青木、西川、新井、富津、川名及び篠部	なし
区第11号	新富津漁業協同組合	富津市富津から篠部に至る地先	次の基点東45号の4とアの点を結んだ線、最大高潮時海岸線並びにイ、ウ、エ、オ、カ及び基点南2号の各点を順次に結んだ線とによって囲まれた区域 基点東45号の4 北緯35度18分46.9214秒東経139度47分07.7583秒の点 基点南2号 北緯35度17分35.2967秒東経139度50分37.5147秒の点 ア 北緯35度18分52.0000秒東経139度46分14.0000秒の点 イ 北緯35度18分53.0000秒東経139度46分05.0000秒の点 ウ 北緯35度17分14.7477秒東経139度47分28.4981秒の点 エ 北緯35度16分32.2184秒東経139度49分15.1798秒の点 オ 北緯35度16分30.3546秒東経139度49分28.4625秒の点 カ 北緯35度16分36.3355秒東経139度49分30.4189秒の点	基点東45号の4 富津市富津岬の明治百年記念展望塔の北端支柱 基点南2号 富津市篠部と同市千種新田との境界に設置した標柱	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	－	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
区第12号	大佐和漁業協同組合	富津市千種新田から笹毛に至る地先	次の基点南2号、ア、イ、ウ及び基点南7号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点南2号 北緯35度17分35.2967秒東経139度50分37.5147秒の点 基点南7号 北緯35度14分03.1288秒東経139度52分11.6836秒の点 ア 北緯35度16分36.3355秒東経139度49分30.4189秒の点 イ 北緯35度16分30.3546秒東経139度49分28.4625秒の点 ウ 北緯35度13分57.4888秒東経139度50分52.8785秒の点	基点南2号 富津市篠部と同市千種新田との境界に設置した標柱 基点南7号富津市笹毛と同市湊との境界に設置した標柱	第1種区画漁業	のり養殖業	8月20日から翌年5月20日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	富津市千種新田、岩瀬、小久保、亀田、八幡及び笹毛	なし
区第13号	鋸南町保田漁業協同組合	安房郡鋸南町大六地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度7分33.6325秒東経139度49分59.0405秒の点 イ 北緯35度7分35.5425秒東経139度49分52.3801秒の点 ウ 北緯35度7分30.8694秒東経139度49分50.5668秒の点 エ 北緯35度7分28.9345秒東経139度49分57.3467秒の点		第1種区画漁業	わかめはえ縄式養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	安房郡鋸南町元名、保田、大帷子、吉浜及び大六	なし
区第14号	鋸南町勝山漁業協同組合	安房郡鋸南町竜島地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度7分03.2804秒東経139度49分30.4559秒の点 イ 北緯35度7分04.5427秒東経139度49分26.7727秒の点 ウ 北緯35度6分55.5891秒東経139度49分22.2303秒の点 エ 北緯35度6分54.3741秒東経139度49分25.7849秒の点		第1種区画漁業	わかめはえ縄式養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	安房郡鋸南町勝山、竜島、岩井袋及び下佐久間	なし
区第15号	鋸南町勝山漁業協同組合	安房郡鋸南町勝山地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度6分46.5502秒東経139度49分32.6789秒の点 イ 北緯35度6分49.7486秒東経139度49分21.6874秒の点 ウ 北緯35度6分46.6819秒東経139度49分20.3367秒の点 エ 北緯35度6分43.5435秒東経139度49分31.4201秒の点		第1種区画漁業	わかめはえ縄式養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	安房郡鋸南町勝山、竜島、岩井袋及び下佐久間	なし
区第16号	鋸南町勝山漁業協同組合	安房郡鋸南町勝山及び下佐久間地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度6分40.2325秒東経139度49分14.3008秒の点 イ 北緯35度6分37.7660秒東経139度49分11.5891秒の点 ウ 北緯35度6分28.4342秒東経139度49分08.1246秒の点 エ 北緯35度6分23.7726秒東経139度49分18.8947秒の点 オ 北緯35度6分36.8067秒東経139度49分29.7584秒の点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
区第17号	鋸南町勝山漁業協同組合	安房郡鋸南町勝山及び下佐久間地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度6分38.0369秒東経139度49分06.2001秒の点 イ 北緯35度6分38.0428秒東経139度49分04.2033秒の点 ウ 北緯35度6分30.7665秒東経139度49分04.1049秒の点 エ 北緯35度6分30.9548秒東経139度48分58.0686秒の点 オ 北緯35度6分44.9388秒東経139度48分58.5382秒の点 カ 北緯35度6分42.2752秒東経139度49分06.3465秒の点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	なし
区第18号	鋸南町勝山漁業協同組合	安房郡鋸南町下佐久間及び岩井袋地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度6分22.6773秒東経139度49分26.7041秒の点 イ 北緯35度6分22.7993秒東経139度49分18.6872秒の点 ウ 北緯35度6分06.6100秒東経139度49分18.4625秒の点 エ 北緯35度6分06.4790秒東経139度49分26.4870秒の点		第1種区画漁業	わかめはえ縄式養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	安房郡鋸南町勝山、竜島、岩井袋及び下佐久間	なし
区第19号	岩井富浦漁業協同組合	南房総市小浦地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 北緯35度4分39.6089秒東経139度50分11.2560秒の点 イ 北緯35度4分51.2550秒東経139度50分04.1474秒の点 ウ 北緯35度4分41.1842秒東経139度49分39.3484秒の点 エ 北緯35度4分32.7996秒東経139度49分42.2577秒の点		第1種区画漁業	こんぶはえ縄式養殖業 わかめはえ縄式養殖業	10月1日から翌年6月30日まで 10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南房総市久枝、市部、竹内、高崎、小浦、宮谷、合戸、桧儀谷、二部、荒川、犬掛、井野、川上、平塚、平久里下、平久里中、山田及び吉沢	なし
区第20号	岩井富浦漁業協同組合	南房総市小浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度4分51.6044秒東経139度50分11.2065秒の点 イ 北緯35度4分51.6261秒東経139度50分10.1950秒の点 ウ 北緯35度4分48.7210秒東経139度50分09.9403秒の点 エ 北緯35度4分48.6182秒東経139度50分11.0218秒の点		第1種区画漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南房総市久枝、市部、竹内、高崎、小浦、宮谷、合戸、桧儀谷、二部、荒川、犬掛、井野、川上、平塚、平久里下、平久里中、山田及び吉沢	なし
区第21号	岩井富浦漁業協同組合	南房総市富浦町多田良地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度2分39.1447秒東経139度48分56.4520秒の点 イ 北緯35度2分48.7899秒東経139度48分58.0635秒の点 ウ 北緯35度2分47.2084秒東経139度49分09.5455秒の点 エ 北緯35度2分37.6751秒東経139度49分08.3626秒の点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	なし
区第22号	岩井富浦漁業協同組合	南房総市富浦町多田良地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度2分33.1000秒東経139度49分05.5000秒の点 イ 北緯35度2分30.1000秒東経139度49分13.8000秒の点 ウ 北緯35度2分26.7000秒東経139度49分10.9000秒の点 エ 北緯35度2分30.5000秒東経139度49分03.5000秒の点		第1種区画漁業	わかめはえ縄式養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第23号	館山漁業協同組合	館山市相浜地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯34度55分32.1000秒東経139度49分29.2000秒の点 イ 北緯34度55分32.8000秒東経139度49分29.7000秒の点 ウ 北緯34度55分32.3000秒東経139度49分30.9000秒の点 エ 北緯34度55分31.6000秒東経139度49分30.4000秒の点		第1種区画漁業	わかめはえ縄式養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	館山市相浜	なし
区第24号	館山漁業協同組合	館山市相浜地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯34度55分30.5000秒東経139度49分25.2000秒の点 イ 北緯34度55分30.9000秒東経139度49分26.1000秒の点 ウ 北緯34度55分29.9000秒東経139度49分26.6000秒の点 エ 北緯34度55分29.4000秒東経139度49分25.4000秒の点		第1種区画漁業	わかめはえ縄式養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	館山市相浜	なし
区第25号	新勝浦市漁業協同組合	勝浦市吉尾地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度08分02.4510秒東経140度16分56.4787秒の点 イ 北緯35度08分01.6514秒東経140度16分56.6458秒の点 ウ 北緯35度08分01.3500秒東経140度16分57.1111秒の点 エ 北緯35度08分0.9138秒東経140度16分57.2657秒の点 オ 北緯35度08分0.8535秒東経140度16分57.7726秒の点 カ 北緯35度08分01.0920秒東経140度16分57.9778秒の点 キ 北緯35度08分01.3778秒東経140度16分58.1649秒の点 ク 北緯35度08分02.2358秒東経140度16分58.6355秒の点		第2種区画漁業	魚介類築堤式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	—	なし
区第26号	新勝浦市漁業協同組合	勝浦市松部地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度8分24.6816秒東経140度17分27.5310秒の点 イ 北緯35度8分18.6141秒東経140度17分30.0727秒の点 ウ 北緯35度8分18.3500秒東経140度17分41.0288秒の点 エ 北緯35度8分25.9773秒東経140度17分34.5911秒の点		第1種区画漁業	こんぶはえ縄式養殖業 わかめはえ縄式養殖業	10月1日から翌年6月30日まで 10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	勝浦市松部及び串浜	なし
区第27号	新勝浦市漁業協同組合	勝浦市串浜地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度8分58.2084秒東経140度17分51.7158秒の点 イ 北緯35度9分0.4374秒東経140度18分0.2191秒の点 ウ 北緯35度9分03.2565秒東経140度17分58.4747秒の点 エ 北緯35度9分0.1411秒東経140度17分50.9999秒の点		第1種区画漁業	こんぶはえ縄式養殖業 わかめはえ縄式養殖業	10月1日から翌年6月30日まで 10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	勝浦市松部及び串浜	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第28号	新勝浦市漁業協同組合	勝浦市松部地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度8分34.1110秒東経140度17分34.2265秒の点 イ 北緯35度8分36.8158秒東経140度17分34.8619秒の点 ウ 北緯35度8分38.1023秒東経140度17分31.0107秒の点 エ 北緯35度8分33.8868秒東経140度17分30.8078秒の点		第1種区画漁業	こんぶはえ縄式養殖業 わかめはえ縄式養殖業	10月1日から翌年6月30日まで 10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	勝浦市松部及び串浜	なし
短区第1号	市川市漁業協同組合	市川市塩浜地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度38分24.7334秒東経139度56分39.2395秒の点 イ 北緯35度37分50.3268秒東経139度56分57.0013秒の点 ウ 北緯35度37分57.0495秒東経139度57分31.5456秒の点 エ 北緯35度38分34.0185秒東経139度57分12.6938秒の点		第1種区画漁業	のり養殖業	8月20日から翌年4月30日まで	令和5年8月20日から令和6年4月30日まで	団体	市川市	なし
短区第2号	市川市漁業協同組合	市川市塩浜地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度39分55.7538秒東経139度55分51.0981秒の点 イ 北緯35度39分58.1436秒東経139度56分10.9346秒の点 ウ 北緯35度39分26.8301秒東経139度56分27.3909秒の点 エ 北緯35度39分06.5975秒東経139度56分17.1014秒の点		第1種区画漁業	のり養殖業	8月20日から翌年4月30日まで	令和5年8月20日から令和6年4月30日まで	団体	市川市	なし
短区第3号	市川市漁業協同組合	市川市本行徳地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度40分38.2729秒東経139度56分35.0912秒の点 イ 北緯35度40分29.5698秒東経139度56分40.7736秒の点 ウ 北緯35度40分32.3127秒東経139度56分46.9258秒の点 エ 北緯35度40分40.9277秒東経139度56分41.4524秒の点		第1種区画漁業	のり養殖業	8月20日から翌年4月30日まで	令和5年8月20日から令和6年4月30日まで	団体	市川市	なし
短区第4号	市川市漁業協同組合	市川市本行徳地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度40分42.2129秒東経139度56分35.6584秒の点 イ 北緯35度40分43.8842秒東経139度56分39.5316秒の点 ウ 北緯35度40分53.2466秒東経139度56分33.3162秒の点 エ 北緯35度40分51.6244秒東経139度56分29.4899秒の点		第1種区画漁業	のり養殖業	8月20日から12月31日まで	令和5年8月20日から12月31日まで	団体	市川市	なし
短区第5号	市川市漁業協同組合	市川市高谷新町地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度40分39.6835秒東経139度56分55.6693秒の点 イ 北緯35度40分38.3332秒東経139度56分52.7029秒の点 ウ 北緯35度40分21.2937秒東経139度57分04.2805秒の点 エ 北緯35度40分22.5799秒東経139度57分07.2596秒の点		第1種区画漁業	のり養殖業	8月20日から12月31日まで	令和5年8月20日から12月31日まで	団体	市川市	なし
短区第6号	市川市漁業協同組合	市川市高谷新町地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度40分52.7373秒東経139度56分47.3628秒の点 イ 北緯35度40分50.7079秒東経139度56分44.7888秒の点 ウ 北緯35度40分45.3313秒東経139度56分48.4869秒の点 エ 北緯35度40分46.6811秒東経139度56分51.4349秒の点		第1種区画漁業	のり養殖業	8月20日から12月31日まで	令和5年8月20日から12月31日まで	団体	市川市	なし
短区第7号	船橋市漁業協同組合	船橋市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度40分0.0485秒東経139度56分27.7889秒の点 イ 北緯35度37分57.0495秒東経139度57分31.5456秒の点 ウ 北緯35度38分20.0097秒東経139度58分19.6025秒の点 エ 北緯35度40分04.3446秒東経139度57分03.6359秒の点		第1種区画漁業	のり養殖業	8月20日から翌年4月30日まで	令和5年8月20日から令和6年4月30日まで	団体	船橋市	なし
短区第8号	船橋市漁業協同組合	船橋市地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度40分0.1853秒東経139度57分25.2757秒の点 イ 北緯35度38分26.6111秒東経139度58分33.4678秒の点 ウ 北緯35度38分36.8566秒東経139度58分54.8841秒の点 エ 北緯35度38分49.3127秒東経139度58分54.7008秒の点 オ 北緯35度39分06.4714秒東経139度58分52.2951秒の点 カ 北緯35度39分58.1974秒東経139度58分28.5331秒の点 キ 北緯35度40分06.8095秒東経139度57分26.4010秒の点		第1種区画漁業	のり養殖業	8月20日から翌年4月30日まで	令和5年8月20日から令和6年4月30日まで	団体	船橋市	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
短区第9号	市川市漁業協同組合	浦安市日の出及び明海地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域		第1種区画漁業	のり養殖業	8月20日から翌年4月30日まで	令和5年8月20日から令和6年4月30日まで	団体	市川市	なし
			ア 北緯35度37分50.3268秒東経139度56分57.0013秒の点								
			イ 北緯35度37分39.1268秒東経139度56分0.0040秒の点								
			ウ 北緯35度37分48.2203秒東経139度55分48.6594秒の点								
			エ 北緯35度38分17.8373秒東経139度56分42.7998秒の点								